

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定商取引に関する法律による行政処分……………一
- ………（生活文化局消費生活部取引指導課）……………一
- 土地区画整理事業の事業計画の変更……………一
- ………（都市整備局市街地整備部区画整理課）……………一
- 平成三十年度狩猟免許試験の実施……………一
- ………（環境局自然環境部計画課）……………一
- 都道の区域変更……………二
- ………（建設局道路管理部路政課）……………二
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………四
- 優良映画等の推奨……………四
- ………（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）……………四
- 特定非営利活動法人の認定……………四
- ………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………四
- 開発行為に関する工事完了……………四
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………四

告示

●東京都告示第七百五十一号
 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二

十八年法律第六十号。以下「改正法」という。）附則第二
 条第四項によりなお従前の例によることとされた改正法に
 による改正前の特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律
 第五十七号。以下「旧法」という。）第八条第一項の規定
 による行政処分について、改正法による改正後の特定商取
 引に関する法律（以下「新法」という。）第八条第二項の
 規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 名称 トヤスム株式会社

(二) 代表者氏名 岩本 俊

(三) 主たる事務 町田市高ヶ坂七丁目八番一号
所の所在地

二 処分年月日 平成三十年三月二十七日

三 処分の内容

平成三十年三月二十八日から同年六月二十七日までの
間（三箇月間）新法第二条第一項に規定する訪問販売に
係る次の行為を停止する。

(一) 役務提供契約の締結について勧誘すること。

(二) 役務提供契約の申込みを受けること。

(三) 役務提供契約を締結すること。

四 適用条項 旧法第八条第一項

●東京都告示第七百五十二号

東京都市計画事業有明北土地区画整理事業の事業計画を
 変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第九
 九号）第五十五条第十三項において準用する同条第九項の

規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 土地区画整理事業の名称

東京都市計画事業有明北土地区画整理事業

二 事務所の所在地

中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備
事務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成十一年三月二十五日

四 事業施行期間

平成十一年三月二十五日から平成三十二年三月三十一
日まで

五 変更の年月日

平成三十年五月二十二日

●東京都告示第七百五十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
 （平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四
 十一条に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施するので、
 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行
 規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十一条第二項
 の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 知識試験

(一) 試験の日時及び場所

試験の日時及び場所については次のとおりとする。

ただし、法第四十九条第一号に該当する者（以下「法第四十九条第一号該当者」という。）のみを対象とする知識試験は、平成三十年七月二十九日、同年八月二十五日及び同年十月八日の午前十一時からとする。

狩猟免許の種類	実施期日	開始時刻	開催場所
網猟免許、平成一〇年七月二十九日	平成三十年七月二十九日	午前十時	足立区勤労福祉会館 足立区綾瀬一丁目三十四番七号
わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許	同年八月二十五日	同右	同右
同右	同年十月八日	同右	府中市市民会館ルミエール目二十四番地

(二) 試験の内容

知識試験は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。ただし、法第四十九条第一号該当者に対する知識試験は、猟具に関する知識について行う。

(三) 対象者

東京都内に住所を有する者で、法第四十条に定める欠格事由に該当しないもの

二 適性試験

(一) 試験の日時及び場所

一 (一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所にお

いて午後零時五十分から行う。

(二) 試験の内容

視力、聴力及び運動能力について行う。

(三) 対象者

知識試験に合格した者

三 技能試験

(一) 試験の日時及び場所

一 (一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所において適性試験終了後に行う。

(二) 試験の内容

猟具の取扱方法及び鳥獣の判別について行う。

(三) 対象者

適性試験に合格した者

四 狩猟免許申請手続

(一) 狩猟免許を受けようとする者は、平成三十年七月二十九日の知識試験を受けようとする場合は同月十三日午後五時までに、平成三十年八月二十五日の知識試験を受けようとする場合は同月十三日午後五時までに、平成三十年十月八日の知識試験を受けようとする場合は同月二十一日午後五時までに、狩猟免許申請書の所定事項を記入し、及び押印し、次に掲げるものを添えて、東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ申し込むこと。

ア 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚

イ 狩猟免許申請手数料として、狩猟免許の種類ごとに五千二百円。ただし、法第四十九条第一号該当者は、狩猟免許の種類ごとに三千九百円

ウ 現に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の住所及び氏名が確認できるページ並びに使用する銃の種類等が確認できるページの写し一通

エ 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当していないことを証する医師の診断書一通

オ 住民票一通。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、不要

カ 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の原本を提示すること。

五 その他

(一) 狩猟免許試験を受け、これに合格した者は、その種類ごとに狩猟免許が与えられ、当該免許の有効期間は、その試験を受けた日から起算して三年を経過した日の属する年の九月十四日までである。

(二) 詳細については、東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ問い合わせること。

●東京都告示第七百五十四号

別図

都道立川昭島線区域変更略図

昭島市中神町字東武蔵野〜立川市上砂町三丁目

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成三十年五月二十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供す

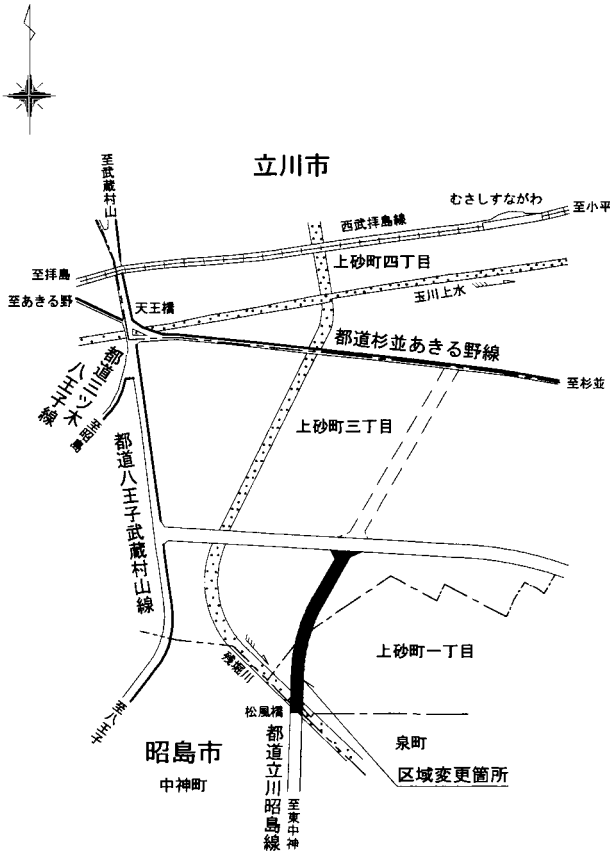
一 路線名 立川昭島
 東京都知事 小池百合子

二 変更の区間 昭島市中神町字東武蔵野千三百十四番三
 地先から立川市上砂町三丁目十三番二地
 先まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり

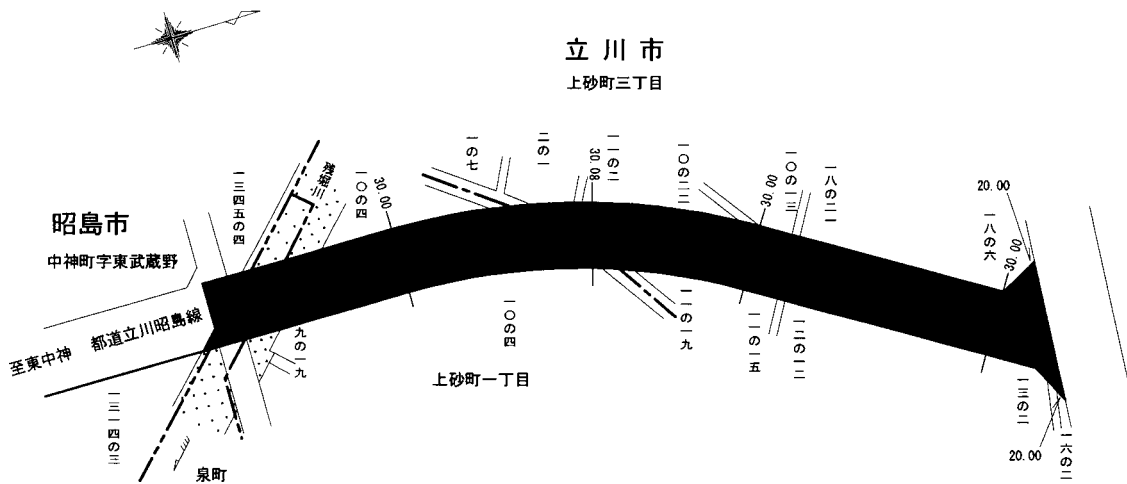


延長 四一六・四九メートル
 面積 一、一〇九・六五平方メートル

計画線



立川市 上砂町三丁目



告示(選)

東京都選挙管理委員会告示第七十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十年五月二十二日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在 地
介護老人福祉施設ケアホーム千鳥 大田区千鳥二丁目三十四番二十四号
特別養護老人ホーム花み 大田区大森西四丁目十二番一丁目

公告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

平成三十年五月二十二日

東京都知事 小池百合子

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

四四五 映画 子どもが教えるエドゥアー・ド・ヴェンヌ
「羊と鋼の森」製作委員会

四四六 映画 羊と鋼の森 2018 同右

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年五月二十二日

東京都知事 小池百合子

一 名称

特定非営利活動法人ボルネオ保全トラスト・ジャパン

二 代表者の氏名

石田 戡

三 主たる事務所の所在地

東京都品川区東品川一丁目二十五番八号 東京サラヤビル二階

四 認定の有効期間

平成三十年四月十一日から平成三十五年四月十日まで

一 名称

特定非営利活動法人セカンドハーベスト・ジャパン

二 代表者の氏名

ガイドナー・リチャード・アルヴィン

三 主たる事務所の所在地

東京都台東区浅草橋四丁目五番一号 水田ビル一F

四 認定の有効期間

平成三十年四月十一日から平成三十五年四月十日まで

一 名称

特定非営利活動法人ノーマ・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会

二 代表者の氏名

岩佐 幹三

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区六番町十五番地 プラザエフ六F

四 認定の有効期間

平成三十年四月十一日から平成三十五年四月十日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年五月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

立川市柏町四丁目十三番四、同番二十三及び同番二十五 地一 立川市幸町一丁目二十一番

株式会社アステイク
代表取締役 宮谷 祐介
西多摩郡瑞穂町大字二本木字
練馬区石神井町二丁目二十
下長田久保七百二十一番一
六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美
東大和市中央二丁目八百二十
東大和市中央二丁目八百二
七番二及び同番六の各一部
十七番地の二
荒幡由美子

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。